平成２２年（フ）第２４９号
奈良県桜井市大字西之宮300番地
債務者　柏本　君代
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２５１号
奈良市南京終町６番地の８　カーサ栄201号
債務者　仲宗根栗子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２６６号
奈良県大和郡山市新町742番地
債務者　柿本ミユキ
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２８２号
奈良市桂木町５番504号
債務者　辻　美樹男
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９９号
奈良市藤ノ木台３丁目30番21号
債務者　早川　宗徳
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１４５号
松江市うぐいす台２番10号、住民票上の住所
松江市宍道町佐々布2049番地
債務者　三島　由貴（旧姓藤江）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８６号
広島県福山市草戸町４丁目13番18号、旧住所
広島県福山市神村町3122番地７
債務者　粟村　佳人
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１１３号
山口県下松市望町４丁目11番17号、前住所福岡県春日市一の谷４丁目58番地
債務者　田部　尚史
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１７００号
愛知県尾張旭市旭ケ丘町山の手287番地１
債務者　濵地　眞美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３５号
福島県いわき市瀬戸町小玉34番地
債務者　坂本美津子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９９号
栃木県小山市美しが丘３丁目35番地４　ノムラハイツ101号
債務者　田熊　　愛
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１０６号
栃木県下都賀郡野木町大字若林53番地20
債務者　山下　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１６６６号
横浜市旭区東希望が丘223番地７　ブルーム三ツ境206
債務者　三本トメ子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８５２号
横浜市瀬谷区南台１丁目３番地の１　南台ハイツＡ１棟617号
債務者　工藤　圭一
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６号
長野県小諸市乙494番地14
債務者　堀込　裕子（旧姓西澤）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第６３１号
岡山市東区神崎町532番地２
債務者　上岡　光子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部